

京都市告示第673号

平成24年3月22日京都市告示第447号（建築物環境配慮性能表示基準）の一部を次のように改めます。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

第1条中「第45条第1項」を「第58条第1項」に改める。

第4条第3項中「第46条第1項」を「第59条第1項」に改め、同条第4項中「第46条第2項」を「第59条第2項」に改める。

第5条中「第47条第3項」を「第60条第3項」に、「第28条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第6条中「第49条第1項」を「第62条第1項」に、「第47条」を「第60条」に改める。

第7条中「都市計画局建築技術担当局長」を「都市計画局建築技術・景観担当局長」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)